

被災者生活再建支援制度のご案内

1. 被災者生活再建支援制度について

地震・津波などの自然現象によって住宅に被害があった場合、住宅の被害の程度と、今後のお住まいをどのようにされるのかに応じて、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）と国から、支援金が支給されます。

※この制度が適用となる災害は、被害の大きさが法律で決められており、令和4年3月16日発生の福島県沖を震源とする地震は該当します。

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の災害によって、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊（大規模・中規模を含む）し、その住宅をやむをえず解体した世帯（半壊解体）
- ③ 住宅が半壊し、大規模な補修または相当規模の補修を行わなければ居住が困難な世帯（「大規模半壊」「中規模半壊」）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- （1）基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- （2）加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

※世帯人数が1人の場合（単身世帯）は、各該当欄の金額の3／4の額となります

※「申請者」、「口座名義人」は災害発生時の世帯主となります。（死亡・行方不明等を除く。）

被災世帯の区分	支援金の支給額		
	(1) 基礎支援金	(2) 加算支援金	
		住宅の再建手段	支給額
(a) 全壊	100 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
(b) 半壊解体	100 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
(c) 大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円
		補修	100 万円
		賃借	50 万円
(d) 中規模半壊	—	建設・購入	100 万円
		補修	50 万円
		賃借	25 万円

※支援金を受給した後で、住宅を解体または再建方法を賃貸から変更した場合、再度申請を行って差額を受給することができます。詳細についてはお問い合わせください。

補修からの変更はできません。

【例】当初：大規模半壊（50 万円）＋賃借（50 万円）

再申請：解体（100 万円－大規模半壊 50 万円）＋建設・購入（200 万円－賃貸 50 万円）

（裏面もご覧ください）

4. 添付書類

◆添付書類	
共 通	預貯金通帳の写し
基礎支援金	り災証明書の <u>原本</u>
	解体証明書の <u>原本</u> (b)のみ
加算支援金	契約書等の写し
	り災証明書の <u>原本</u> (d)のみ申請する場合

※ 契約書について

1. 工事等の種類（新築・補修・売買など）
2. 対象となる建物の所在地
3. 工期（建設または補修する場合のみ）
4. 金額
5. 契約日
6. 「注文者」・「請負者」両方の氏名・住所・押印
以上がすべて記入されているものを作成してください。

5. 申請期限

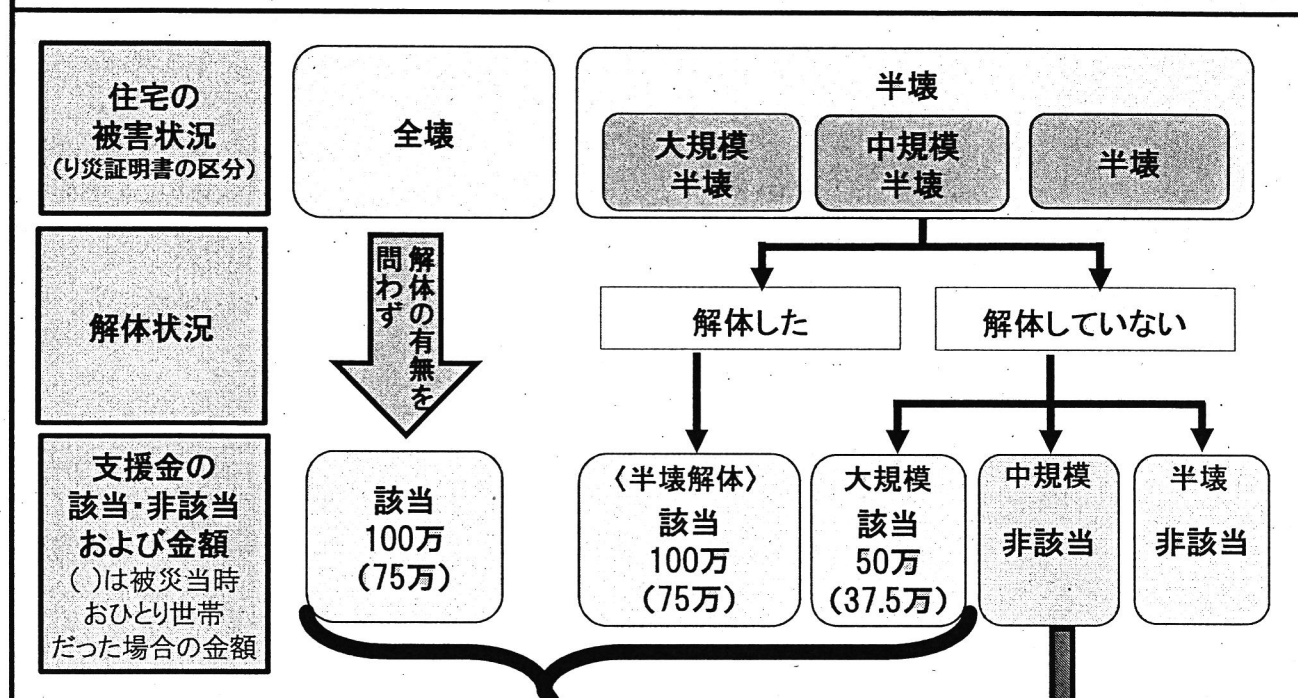
- (1) 基礎支援金……災害発生日から13月以内（令和5年4月15日）
- (2) 加算支援金……災害発生日から37月以内（令和7年4月15日）

お問い合わせ先 : 社会福祉課 社会福祉係 TEL 0244-24-5321

被災者生活再建支援金フローチャート

- 次のフローチャートで、「被災者生活再建支援金の該当になるかどうか」、「支援金はいくらなのか」を確認することができます。
- 被災者生活再建支援金は、被災当時の世帯を単位としており、原則世帯主が申請者となります。また、申請は震災当時の世帯につき1回のため、居宅を世帯主と世帯主の子がそれぞれ別々に建設する場合、加算支援金の申請ができるのは、世帯主の建設分だけとなります。

① 基礎支援金(住宅の被害状況に応じて支給する支援金)



基礎支援金の該当者のみ、加算支援金の対象者となります。
(※中規模半壊の場合には、加算支援金のみ申請が可能です)

② 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

